

議案第 2 2 号

麻生区における住居表示の実施区域及び方法について

住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は街区方式によるものとする。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦



参考資料

提 案 要 旨

麻生区岡上地区において、住居表示を実施したいので提出する。